

# ○水巻町社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償規程

平成9.3.14 制 定

平成14.3.1 一 部 改 正

(目 的)

第1条 この規程は、水巻町社会福祉協議会の理事、評議員及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償の支給について定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬月額は次のとおりとする。

(1)会 長 50,000円

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため町外に出張したときは、その出張について費用弁償として水巻町社会福祉協議会旅費規程による旅費を支給する。

2 役員が理事会、評議員会等の職務のために出席した場合は1日につき費用弁償として2,000円を支給する。

3 役員以外の者に対し支給する費用弁償に関しては、この規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。